旧

新

## 第1条(略)

(定義)

### 第2条(1)~(2)(略)

- (3) 「要安全確認計画記載建築物」は、次に定めるものとする。
  - イ 法第5条第3項第1号の規定により大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確実な建築物(以下「要安全確認計画記載建築物(防災拠点)」という。)
- 口 その敷地が法第5条第3項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に 記載された道路(以下「県指定緊急輸送道路等沿道」という。)又は法第6 条第3項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路(以 下「市町村指定緊急輸送道路等沿道」という。)に接し、地震によって倒壊 した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円滑な避 難を困難とするおそれがある建築物(以下「要安全確認計画記載建築物(沿道 建築物)」という。(ただし、ハ号を除く)。)をいう。
- 八 その敷地が県指定緊急輸送道路等沿道又は市町村指定緊急輸送道路等沿道 に接し、建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令(平成7年政令第429 号。)第4条第1項第2号に規定する組積造の塀及び補強コンクリートブロック造の 塀(以下「沿道ブロック塀」という。)をいう。

(4) (略)

(補助目的、補助対象事業等)

- 第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全 並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するために行う、次の 各号に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。
  - (1) 要緊急安全確認大規模建築物、要安全確認計画記載建築物(沿道ブロッ

第1条(略)

(定義)

### 第2条(1)~(2)(略)

(3) 「要安全確認計画記載建築物」とは、法第5条第3項第1号の規定により 大規模な地震が発生した場合においてその利用を確保することが公益上必要な建 築物として高知県耐震改修促進計画に記載された建築物及び記載されることが確 実な建築物(以下「要安全確認計画記載建築物(防災拠点)」という。)、その 敷地が法第5条第3項第2号の規定により高知県耐震改修促進計画に記載された 道路に接し、地震によって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を 妨げ、多数の者の円滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「要安全確 認計画記載建築物(県指定緊急輸送道路等沿道)」という。)又は法第6条第3 項第1号の規定により市町村耐震改修促進計画に記載された道路に接し、地震に よって倒壊した場合においてその敷地に接する道路の通行を妨げ、多数の者の円 滑な避難を困難とするおそれがある建築物(以下「要安全確認計画記載建築物 (市町村指定緊急輸送道路等沿道)」という。)をいう。

(4) (略)

(補助目的、補助対象事業等)

- 第3条 県は、南海トラフ地震に備え、不特定多数の利用者及び避難弱者の安全並びに緊急輸送道路等の避難路及び避難所の機能を確保するために行う、次の各号に掲げる事業について、予算の範囲内で補助金を交付する。
  - (1) 要緊急安全確認大規模建築物及び要安全確認計画記載建築物を対象に、当

ク塀を除く)を対象に、当該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業(ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については平成35年3月31日までに着手する事業、耐震改修費補助事業については平成35年3月31日までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。)

(2)略

- (3)沿道ブロック塀を対象に、当該塀の所有者に対して市町村が費用の一部を 補助する沿道ブロック塀耐震対策事業
- 2 前項に掲げる事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費、補助要件、補助金の額は、同項第1号の事業については別表第1-1に、同項第2号の事業については別表第1-2、同項第3号の事業については別表1-3に定めるとおりとする。
- 3 補助事業が複数年度にわたる場合で、当該補助事業に係る工事の契約がやむ を得ず複数年度にわたるときは、各々の年度の国庫補助金の対象事業費につい ては、それぞれ当該年度の補助対象とする。

(補助金の交付の申請)

第4条 (略)

(補助の条件)

第5条 (1)~(9)略

- (10) 間接補助事業者等(規則第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。 以下同じ。)に県税の滞納がないこと。
- (11) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要がある と認めて指示した事項
- (12) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等に対して第4号から第10号に掲げる条件を付さなければならないこと。

第6条~第17条 (略)

該建築物の所有者に対して市町村が費用の一部を補助する耐震診断費補助事業、耐震改修設計費補助事業及び耐震改修費補助事業(ただし、耐震診断費補助事業及び耐震改修設計費補助事業については<u>平成31年3月31日</u>までに着手する事業、耐震改修費補助事業については<u>平成31年3月31日</u>までに耐震改修設計費補助事業に着手する事業に限る。国、地方公共団体その他公の機関が所有する建築物に係る事業を除く。)

(2)略

(3) (新設)

2 前項に掲げる事業(以下「補助事業」という。)の補助対象経費、補助要件、 補助金 の額は、同項第1号の事業については別表第1-1に、同項第2号の事 業については別表第1-2に定めるとおりとする。

3 (新設)

(補助金の交付の申請)

第4条 (略)

(補助の条件)

第5条 (1)~(9)略

- (10) 前各号に掲げるもののほか、補助事業の遂行について知事が必要があると 認めて指示した事項
- (11) 補助事業者は、間接補助金の交付に当たっては、間接補助事業者等(規則 第2条第6項に規定する間接補助事業者等をいう。以下同じ。)に対して第4号か ら第9号に掲げる条件を付さなければならないこと。

第6条~第17条 (略)

# 附則

この要綱は、平成31年 月 日から施行する。

# 別表第1-1~表2 (略)

別表第1-3 (第3条第1項第3号関係)

補助事業名	沿道プロック塀耐震対策事業
補助事業者	市町村
補助対象限度額	80,000円/mに沿道プロック塀の総延長 (m) を乗じた額/件
補助対象経費 (注1)	沿道ブロック塀の耐震診断及び安全な塀等への建替え又は除却に要する経費
補助要件	次に掲げる事項全てに該当するもの (1)診断資格者等(注3)が実施する耐震診断の結果、危険性が高いと判定されたもの(注4) (2)登録工務店(注5)、建設業者(建設業法(昭和24年法律第100号)第3条第1項の許可を受けて建設業を 営む者に限る。)又は、解体工事業者(建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律(平成12年法律第 104号)第21条第1項の登録を受けて解体工事業を営む者に限る。)に依頼して行うもの
補助金の額 (注2)	補助対象限度額の4分の1(ただし安全な塀等への建替え又は除却に要する経費にあっては5分の1)以内の額かつ当該市町村の負担する額以内の額とする。

- (注1) 補助対象経費が補助対象限度額を下回るときは、当該補助対象経費を上限とする。 (注2) 補助金の額に1,000円未満の端数を生じた場合は、これを切り捨てる。 (注3) 「診断資格者等」とは次のいずれかの者をいう。

- 1. 建築物の耐震改修の促進に関する法律施行規則第5条第1項第1号の規定による鉄筋コンクリート造又は鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物に係る耐
- 1. 産業がの耐酸は多の促進に関する伝中地口が内外の未が1項が1分の促進によるが加コンプラット追えば飲食が加コンプラットを2の産業物に係る耐酸診断資格者 2. 建築士又は公益社団法人日本エクステリア建設業協会が運営するプロック塀診断士であって、一般社団法人日本建築防災協会「既存プロック塀等の耐震診断基準」に係る講習を修了した者
- (注4) 「耐震診断の結果、危険性が高いと判定されたもの」とは以下のいずれかをいい、国、地方公共団体その他公の機関 が所有するものを除く。
- 1. 補強コンクリートプロック塀においては別添点検表1に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの 2. 組積造の塀においては別添点検表2に従い点検した結果、安全対策が必要と評価されたもの
- (注5) 「登録工務店」とは高知県<u>木造</u>住宅耐震化促進事業者登録制度要綱に基づき登録された工務店をいう。

別表第1-1~表2 (略) 別表第1-3 (第3条第1項第3号関係) (新設) 点検表1

点検表1 (新設)

# 補強コンクリートブロック塀の点検表 (鉄筋が入っていない場合は、組積造の塀の点検表を使用してください。)

	1		
	点検項目	点検内容	チェック 欄
1	高さ	2.2mを超えてる	
2	壁の厚さ	高さ2mを超える塀で15cm未満	
		高さ2m以下で10cm未満	
3	鉄筋	壁頂、基礎には横に、壁の端部及び隅角部には縦に、それぞれ径9mm以上の鉄筋が入っていない	
		壁内に径9mm以上の鉄筋が縦横80cm以内で入っていない	
4	控壁 (高さが1.2mを超 える塀の場合)	3.4m以内ごとに、鉄筋が入った控壁が塀の高さの1/5以 上突出していない	
5	基礎	大が35cm以上で根入れ深さが30cm以上の鉄筋コンクリート造の基礎がない	
6	傾き、ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
7	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・ 同解説 ((一社)日本建築防災協会)により計算した結 果、危険であると判断された	
評価		7項目のうち1つでも当てはまれば、コンクリートブロッ対策が必要です	ク塀の安全
位置		緊急輸送道路又は避難路に面している	

# 組積造の塀の点検表

r			<u> </u>	i
		点検項目	点検内容	チェック 欄
	1	高さ	1.2mを超えている	
	2	壁の厚さ	各部分の厚さがその部分から壁頂までの垂直距離の 1/10未満	
	3	控壁	4m以内ごとに壁面からその部分における壁の厚さの 1.5倍以上突出して <u>いない</u> 、又は壁の厚さが必要寸 法の1.5倍未満	
	4	基礎	根入れ深さが20cm未満	
	5	傾き ひび割れ	全体的に傾いている、又は1mm以上のひび割れがある	
	6	その他	既存ブロック塀等の耐震診断基準・耐震改修設計指針・同解説 ((一社)日本建築防災協会)により計算した結果、危険であると判断された	
	評価		6項目のうち1つでも当てはまれば、組積造の塀の安 必要です	全対策が
		位置	緊急輸送道路又は避難路に面している	

別表第2~別表第3 (略)

別表第2~別表第3 (略)